

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年9月3日

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター
理 事 長 水 澤 英 洋

1 工事概要

- (1) 工事名 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
臨床研究ユニット2階渡廊下設置工事
- (2) 工事場所 東京都小平市小川東町4-1-1
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター敷地内
- (3) 工事内容 臨床研究ユニット2階渡廊下設置工事 一式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和2年10月15日まで
- (5) 本工事は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 週休2日促進工事
本案件は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日促進工事である。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第6条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 当該年度における厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、関東・甲信越地域の『建築一式工事』で『C又はD等級』に格付けされている者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成『16』年度以降に元請けとして完成引渡し完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
・病院で精神閉鎖病棟改修工事の施行実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - (ア) 『一級又は二級建築施工管理技士』又は『一級又は二級建築士』の資格を有する者又はこれに準ずる経験者であること。
 - (イ) 平成16年度以降に、上記（4）に掲げる完成・引渡し完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
 - (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
なお、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合においては、以下の期間は工事現場への専任を要しない。

- ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省及び国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長から指名停止を受けていないこと。
 - (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。（入札説明書参照）
 - (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④ 国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
 - (12) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1
 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
 財務経理部 財務経理課 整備係 十河（そごう）
 電話042-341-2712 内線2127

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年9月3日から令和2年9月14日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分から17時15分まで）(1)の担当部署にて交付する。
 設計図書の入手方法等は、入札説明書に定める方法により入手すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和2年9月4日8時30分から令和2年9月14日17時15分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）までに(1)の担当部署に持参又は郵送すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。）

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、開札日の令和2年9月18日（金）13時15分時までに(1)の担当部署に持参又は郵送（書留郵便により必着に限る）すること。

開札は、令和2年9月18日（金）13時30分までに、東京都小平市小川東町4-1-1 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中央館3階コスモホールに集合すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約の履行保証の要否 無。
落札者は履行保証の要の場合公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金相当額の10分の3以上とする。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 交渉権者及び契約価格の決定
契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。
契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。
- (5) 手続における交渉の有無 有。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。
- (10) 国立研究開発法人の契約にかかる情報の公表について
国立研究開発法人が行う契約については、「国立研究開発法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。これに基づき、以下のとおり、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下、「センター」という。）との関係に係る情報をセンターのホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。
また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、併せてご承知願います。

1 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課

長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

- ② センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

2 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及びセンターにおける最終職名
- ② センターとの間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占めるセンターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - イ 3分の1以上2分の1未満
 - ロ 2分の1以上3分の2未満
 - ハ 3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職しているセンターの役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る情報（人数、現在の職名及びセンターにおける最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及びセンターとの間の取引高

4 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）